

## 府中市起業祝い助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市内で起業を志す前向きな人を支援するため、起業に係る経費の一部に市長が予算の範囲内で助成金を交付することについて、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内で事業を実施する個人又は、市内に主たる事業所を有し市内で事業を実施する法人であること。
- (2) 市税及び税外収入金の滞納がない者であること。
- (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援（市内の商工団体が実施するものに限る。）を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項に規定する証明を受けた者、又はそれと同等の支援を受けたと認められる者であること。
- (4) 市内の商工団体からの指導を受けて創業計画書を作成した者であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
- (6) 事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有していないこと
- (7) 府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号）に規定する暴力団員等でないこと
- (8) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- (9) その他市長が適当でないと判断する事業を実施しようとする者でないこと。

(助成額)

第3条 助成金の額は、100,000円とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期限までに、府中市起業祝い助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業等の届出

書（以下「開業届」という。）の写し又は法人の設立に係る届出書の写し（法人の形態により該当する書類がない場合は、同等の内容の記載があるもの）

- (2) 第2条第1項第3号の規定による証明
- (3) 創業計画書
- (4) 誓約書（別記様式第2号）
- (5) 申請者の市税の滞納がない証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、創業日（個人事業主にあつては開業届に記載の開業日、法人にあつては当該法人の設立の登記をした日をいう。）が属する日の会計年度内に提出しなければならない。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、府中市起業祝い助成金交付決定通知書兼助成金額確定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第6条 前条第1項の規定により助成金の交付決定兼金額確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに府中市起業祝い助成金請求書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、交付決定者から前項の請求があつたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（経営状況の報告）

第7条 交付決定者は、助成金の交付の決定を受けた日から当該日より1年を経過する日までの期間及び当該期間の末日の翌日から当該日より1年を経過する日までの期間の終了後、速やかにそれぞれの期間における事業の経営状況について、府中市起業祝い助成金経営状況報告書（様式第6号）に経営状況を証する書類（試算表、決算書等）を添えて、市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則及びこの要項の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成金の交付決定後、2年未滿に第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき（交付決定者が死亡した場合その他市長がやむを得ない理由があると認める

場合を除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、その旨を府中市起業祝い助成金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定による取り消しをした場合において、当該取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めてその全額の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。